

平成31年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

次の文章を読み、以下の設問に回答せよ。

政府は202*年、IT技術で国際競争に打ち勝つためには、中学高校の年齢層で将来のIT技術の革新的リーダーとなりうる才能を発掘する必要があると考えるに至った。そこで政府は、中学高校のコンピュータプログラミング教育の必修化に加えて、次のような内容の「IT スーパースター発掘計画」（以下、「SS 計画」と略称）の導入を決定し、即時に中高の各校に学習指導要領の改訂を通じて実施を求めることとした（強制力のある施策である）。

（イ）タブレット使用の徹底

実技を含まないすべての授業は、生徒全員に公費で配布する個人専用タブレットを用いて行うものとする。すなわち、教師は教材を事前にインターネットを通じて生徒に配布し、教師による教室での質問もすべて即時にテキスト化されて画面に表示され、生徒は簡単な答えはタブレットの入力によって回答する。口頭の回答はもちろん認められるが、すべて音声データとしてタブレットに録音される。黒板は、教師の説明にも生徒の回答にも用いることを禁止する。

（ロ）タブレット情報の国による収集と分析

生徒に対しては手書きのノートを取ることを禁止し、メモや疑問点もすべてタブレット画面の教材の横の余白に書き込むよう指導する。また、教師の教材や質問（テキストデータおよび音声データ）はもとより、各生徒のタブレット上の記載も発言の音声データもすべて教育委員会を經由して文部科学省のサーバーに集められる。国は、そこからユニークな回答などをAI技術によって抽出し、科目ごとの成績とは別の創造性や独自性の観点から、才能ある生徒（SS 候補生）を発見するものとする。

（ハ）補習プログラムとモニター奨学金制度の導入

SS 候補生に認定された生徒（全国で各学年ごとにおおむね1,000人）に対しては、本人の希望に合わせてコンピュータに関連する高度の補習プログラムを無償で提供するとともに、補習プログラムの受講を条件として、「モニター」としての給付制奨学金（返還義務はない）を毎月5万円給付する。SS 候補生は毎年度新たに選出される。

〔設問〕

この「SS 計画」に対して、これまで自由な校風で知られユニークな人材を多く輩出してきた国立大付属の名門エリート高校Aの教師有志の会Xは、以下のような（1）～（4）の論点にわたる同制度への批判的な意見書を、記者会見で発表した。それぞれの論点ごとにXの主張を憲法論として解説せよ。（配点 （1）～（4）それぞれ20点）

- （1）教師の学問の自由に含まれる教育の自由の侵害
- （2）生徒の学習権の侵害
- （3）生徒のプライバシー権の侵害
- （4）生徒の均等な教育を受ける機会の保障の侵害

以 上

【刑 法】

以下の事実を読み、甲および乙の罪責について、具体的事実を指摘しつつ論ぜよ。なお、特別法違反については、後記のもの以外は検討する必要はない。

- 1 甲男（45歳）は、父親A（78歳）と同居していたが、Aが重い認知症を患い、甲のことも分からなくなり、度々夜間に徘徊をするなど甲を悩ませていた。そのため、甲は、日頃からGPS端末の入ったネックストラップをAに身に付けさせていた。
- 2 ある日の午前1時ころ、Aが家を抜け出し例によって徘徊をはじめた。甲は、しばらくしてそのことに気が付いたので、スマートフォンのアプリを見たところ、自宅から500メートルほど離れた河川敷付近にGPSの表示があることを確認した。甲は、「またか。」と沈んだ気持ちで、午前2時頃、GPSの表示を辿ってAのもとに駆け付けようとしたが、表示は河川敷の下の茂みを指し示しており、懐中電灯を付けて茂みの中を探してみると、倒れているAを発見した。Aは頭を強打して後頭部から血を流して気を失っており、右足があらぬ方向に曲がり骨折している様子が認められた。甲は、Aの様子から、河川敷から転倒したのであり、そのまま放置すると死亡する可能性があることが分かったことから、助けなければとも考えたが、介護に疲れ果てていたこともあり、ここで助けでもまた同じ様なことを繰り返すに違いないなどと、助けるかどうか迷い出した。しばらく悩んだ後、甲は、午前5時すぎころには河川敷をジョギングする人などが現われ、運が良ければ救助されるかもしれないと思い至り、Aの運命を第三者に委ねることにし、午前2時30分、Aが身に付けていたネックストラップを回収してその場から立ち去り、自宅に戻った。
なお、河川敷の周囲には人家はなく、Aが倒れていた場所は、普段人が立ち入らない部分であり、深い茂みに囲まれ、周囲から見ても人が倒れていることは容易に分からない状況であった。また、甲がAを発見した時間帯は、深夜であることもあり、全く人通りはなかったが、甲がスマートフォンで救急車を呼んでいれば、30分程度で救急車が到着し、十分に命を取り留めることができる状況であったものとする。
- 3 他方、乙男（40歳）は、仕事の疲れが蓄積し、眠気があることを自覚しつつ、その所有する普通乗用自動車を運転していたが、午前4時ころ、本件河川敷に平行して設けられた道路を走行していたところ、居眠りをした拍子にハンドルを切ってしまい、Aが倒れていた茂みの中に突っ込み、Aを巻き込んでしまった。Aは、しばらくして内臓破裂により死亡した。

※GPS（Global Positioning System）： 全地球無線測位システム。端末所持者の位置を3次元測位する。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

（過失運転致死傷）

第五条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

以 上